

特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
			円
			円
積立金	1	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」+ (別表七(二)「9」 若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	15
基	2	被合併法人等の最終の事業 年度の欠損金の損金算入額 (別表四「26」)	16
準	3	中間申告における繰戻しによる還付に 係る災害損失欠損金額の益金算入額 (別表四「37」)	17
額	4	新鉱床探鉱費又は海外新鉱 床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	18
の	5	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	19
計	6	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	20
算	7	沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「13」)	21
	8	国家戦略特別区域における指定 法人の所得の特別控除額 (別表十(二)「8」)	22
	9	収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(五)「22」+「37」+「42」+「47」+「52」)	23
	10	肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(六)「22」)	24
	11	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)	25
	12	課税対象金額等の益金算入額 (別表十七(三)「35」+ (別表十七(三の二)「 22」)+ (別表十七(三の八)「28」)+ (別表十七 (三の九)「9」)+ (別表十七(三の十)「11」)	26
	13	所得等の金額 (9) - (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) - (17) + (18) + (19) - (20) + (21) + (22) + (23) + (24) + (25) - (26)	27
	14	所得基準額 (27) × 40 %	28
	15	留保控除額 (7)、(8)又は(28)のいずれか多い金額)	29

御注意

「7」欄には、「6」欄がマイナスであるときは、「2」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。